		［略］			
	［略］				
	中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型第二種免許	9	9	18
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		［略］			
	［略］				
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		ＡＴ中型免許	8	14	22
		中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	10	17	27
	準中型免許		11	13	24
		ＡＴ準中型免許	11	17	28
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	20	32
	普通免許		12	16	28
		ＡＴ普通免許	12	20	32
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		19	30	49
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	27	30	57
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ普通第二種免許	7	8	15
ＡＴ中型第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		ＡＴ中型免許	8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
	準中型免許		11	13	24
		ＡＴ準中型免許	11	13	24
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
	普通免許		12	16	28

第二種免許を除く。）		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		［同上］			
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		［同上］			
	［同上］				
ＡＴ普通第二種免許	［同上］				
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		［同上］			
	［同上］				

備考　［１～13　同上］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

［加える。］

二　［同上］